

よくあるご質問

Q1	<p>マイナンバーカードを作らなければならないのですか。                  マイナンバーカードの保険証利用登録をしなければならないのですか。                  マイナンバーカードを作っていないとどうなるのですか。</p>
A1	<p>マイナンバーカードの作成や保険証利用登録は義務ではありません。                  マイナンバーカードを作成していない方や、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を交付します。                  「資格確認書」は、いままでご使用していた被保険者証と同じように、病院等の窓口で提示して使用してください。</p>
Q2	<p>マイナンバーカードを取得したい。</p>
A2	<p>次のいずれかの方法でマイナンバーカードを取得することができます。また、お住まいの市区町によっては申請サポートなど行っておりますので、市区町のマイナンバーカード申請の窓口へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマートフォンからオンライン申請</li> <li>・郵便による申請</li> <li>・まちなかの証明写真機から申請</li> </ul>
Q3	<p>マイナ保険証とは何ですか。</p>
A3	<p>保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。                  なお、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録していない方には「資格確認書」を交付します。（申請不要）</p>
Q4	<p>マイナンバーカードの保険証利用登録をしたい。</p>
A4	<p>次のいずれかの方法でマイナンバーカードの保険証利用登録ができます。登録には、「マイナンバーカード」と「利用者証明用パスワード（4桁）」が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマートフォンからマイナポータルで行う</li> <li>・セブン銀行ATMから行う</li> <li>・病院等の受付に設置されているカードリーダーで行う</li> </ul>
Q5	<p>自分がマイナンバーカードを保険証利用登録しているかどうか知りたい。</p>
A5	<p>マイナポータルや、病院等の窓口を設置されているカードリーダーで、利用登録が正常に完了しているか確認できます。ご不明の場合は、市区町の後期高齢者医療の窓口又は広域連合へお問い合わせください。</p>

よくあるご質問

Q6	「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」が廃止されたら、高額療養費制度を受けることができなくなるのですか。
A6	<p>高額療養費制度は廃止されません。高額療養費制度における適用区分は、次のいずれかの方法で確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間で「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」をお持ちの方 有効期限（令和7年7月31日）まで使用することができます。</li><li>●資格確認書をお持ちの方は①又は②の方法で適用を受けられます。</li></ul> <p>①「任意記載事項の記載がない資格確認書」を病院等に提示した後、病院等が被保険者に、適用区分をオンライン資格確認で照会することの同意を求めた際に、被保険者が同意する。</p> <p>②「任意記載事項が記載された資格確認書」を病院等に提示する。</p> <p>※資格確認書に適用区分を記載したいときは、「後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書」を市区町の窓口へ提出してください。</p> <p>※低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの区分に該当する方は、①又は②の方法で適用区分の確認ができなかったときは、食費の減額の適用を受けられない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●マイナ保険証をお持ちの方 マイナ保険証で受診できる病院等では、自動で適用されます。ただし、マイナ保険証で受診できない病院等では、自動で適用されませんので療養費等の支給に関する申請が必要となります。</li></ul>
Q7	令和7年7月31日有効期限の被保険者証が手元にあるが、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」が届かない。
A7	<p>有効な被保険者証をお持ちの方に対しては、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の交付を行いません。</p> <p>有効期限が令和7年7月31日までの有効な被保険者証をお持ちの方の場合は、初めて「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が交付されるのは、令和7年8月1日となります。</p> <p>「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の保有状況に応じて交付しますので、ご本人様からの交付申請は必要ありません。</p> <p>ただし、マイナ保険証をお持ちの方が資格確認書の交付を希望するときや、資格確認書の任意記載事項の記載を希望するとき、マイナンバーカードの保険証利用登録を解除したいときには申請が必要となります。</p>